

件名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
<p>【改正の概要】 保育所や認定こども園等における保育士不足を背景として、当分の間、保育士の配置基準を緩和するため、従うべき基準として示されている告示及び府省令が改正されたことに伴い、各条例の一部を改正する。</p> <p>【改正条例】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年条例第54号） 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛媛県条例第45号）</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 朝夕の保育士配置の要件弾力化 認定こども園においては保育士を2名以上配置することを条例で定めているが、乳児又は幼児の年齢別の配置基準を超えて保育士を配置している時間帯に限って、保育士のうち1名を、知事が定める保育士資格を有しない一定の者をもって代えることを可能とする。 2 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用 認定こども園における必要保育士数の3分の1を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて活用可能とする。 3 研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化 保育所において、11時間開所で保育士1人あたり最長8時間労働としていること等により、規則上必要となる保育士に追加して雇い入れることが必要となる保育士について、知事が定める保育士資格を有しない一定の者をもって代えることを可能とする。 	
施行日	公布日施行
<p>【その他参考事項】</p>	